

明智ゴルフ倶楽部

年会費細則

本細則は、明智ゴルフ倶楽部（以下クラブという）のクラブ規約第12条1項に定める年会費に関して、その目的、金額、納品方法、未納の場合の処分等を定める。

(目的)

第1条 年会費は、会員の優先的施設利用権（プレー権）の維持向上に安定的に資するため、株式会社明智ゴルフ倶楽部（以下会社という）が経営するゴルフ場およびその付帯施設の維持管理、更新ならびに競技会の開催等の支出に充てることを目的として徴収する。

(年会費収入)

第2条 年会費は、クラブ規約第32条の定めに従い、会社の収入とする。

(年会費の金額)

第3条 会員別の年会費は次のとおりとする。

- ①一般会員 年額24,000円（消費税別）
- ②平日会員 年額12,000円（消費税別）
- ③単独会員 年額12,000円（消費税別）
- ④終身会員 年額12,000円

（通称「終身会費」という。消費税別）

2. 年会費の金額の改定は、会社の経営状況により、理事会の承認を得て会社が行う。

(基準日)

第4条 年会費は、毎年4月末日を基準日とし、その基準日にクラブに在籍する会員権所有者または名義人に準ずる者並びに終身会員が納入義務を負う。

2. 基準日の改定は、理事会の承認を得て会社が行う。

(計算期間)

第5条 年会費の計算期間は、毎年5月1日より翌年4月末日までとする。

2. 計算期間の途中で退会した会員が支払った年会費は返還しない。

3. 計算期間の途中で入会した会員は、前名義人による期中年会費納付の無き場合、入会日以降翌4月末日までの年会費に付き、月額相当額の納付義務を負う。

4. 終身会員は入会后、次の基準日より終身会費の納入義務を負う。

(納入方法)

第6条 年会費は、次の2つの方法のいずれかにより、納入するものとする。

ただし、終身会員については①の方法に限定する。

- ①会員が指定する預金口座からの振替。
- ②クレジットカードによる自動引き落とし。

（事前承認を要す）

(納入期限)

第7条 年会費は、原則として基準日の翌日から4ヶ月以内に納入するものとする。

(滞納会員への再請求)

第8条 年会費を滞納している会員に対して、会社は再請求を行う。

2. 再請求を行っても納入が無い場合は、配達証明郵便にて再々請求を行う。

3. 再々請求を行っても納入しない会員には、内容証明郵便にて催告書を送付する。

(会員資格の一時停止)

第9条 前条第3項の納入の催告を行っても1年以上納入しない会員について、会社は会員に対し、弁明の機会を与えようと、理事会に対して、クラブ規約第16条に定める会員資格（優先的施設利用権）の一時停止の決議を求めることができる。

2. 滞納会員が滞納していた年会費を全額納入した場合、会社は速やかに理事会に対して、当該会員の会員資格一時停止の解除決議を求めることとする。

3. 終身会員は、終身会費を1年以上滞納した場合、その資格を失う。

(譲渡等に関する制限)

第10条 滞納会員が会員権の譲渡をする場合、滞納している年会費を清算しなければ会社および理事会は譲渡を承認しない。

2. 滞納会員が利用者変更をする場合、滞納している年会費を清算しなければ会社は利用者変更を認めない。

(優待特典に関する制限)

第11条 滞納期間中は、誕生日優待等の会員に対する優待特典は付与しない。

2. メンバー様優待券の配布については、原則、年会費を期限内に納めた会員を対象とする。

(会員の死亡)

第12条 会員が死亡した場合は、相続人は会社所定の死亡届提出により、翌年以降の年会費を停止する。

2. 前項届出によって、クラブ規約第6条第2項に定める個人会員の利用者の優先的施設利用権は停止する。

3. 利用者が死亡した場合、第1項に定める停止措置は適用されない。

(施行日)

第13条 本細則は、平成17年5月1日から施行する。

2. 本細則は、平成23年3月1日に改定し、同日より施行する。

3. 本細則は、平成25年10月1日に改定し、同日より施行する。

4. 本細則は、平成30年3月1日に改定し、同日より施行する。

5. 本細則は、令和5年12月1日に改定し、同日より施行する。